学校感染症「出席停止期間の基準」一部改正のお知らせ

日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

平成 24 年 4 月に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が施行され、それに基づき、学校感染症にかかった場合の「出席停止期間の基準」が一部改正されました(太字)。これは、病気にかかったお子さんの治癒の確認と、他のお子さんへの感染防止のためですので、ご理解、ご協力をお願いいたします。(保護者記入の「登校届(インフルエンザ)」、主治医記入の「登校許可意見書」のいずれの用紙とも、学校(保健室)にあります。感染した場合はご連絡ください。)

*「登校届」「登校許可意見書」は様式がかわりましたので、新しい用紙をご使用ください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血 熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白 髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症 候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで	医師による「登校許可意見書」
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1を除く)	発症した後5日間を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで	保護者が記入する 「登校届」
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日 間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで	
	麻しん (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後5日を経過し、かつ、	医師による「登校許可意見書」
	風しん (三日ばしか)	全身状態が良好になるまで 発 疹が消失するまで	
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師に おいて感染のおそれがないと認め るまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎(新たに追加)	同上	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸 菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	同上	
	その他の感染症	条件により出席停止を判断	

- ※医師により「登校許可意見書」については、文書作成料として500円がかかります(医療機関によっては500円を超える場合があります)ので、ご了承ください。
- ※<u>杉並区では、伝染性紅斑(リンゴ病)、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ</u> 手足口病の5疾患については出席停止の扱いとしておりません。